

2

特別区
令和 03 年第 11 問

--	--	--	--

民法に規定する制限行為能力者に関する記述として、妥当なのはどれか。

- 1 制限行為能力者は、成年被後見人、被保佐人、被補助人の3種であり、これらの者が単独でした法律行為は取り消すことができるが、当該行為の当時に意思能力がなかったことを証明しても、当該行為の無効を主張できない。
- 2 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。
- 3 家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、本人、配偶者、四親等内の親族、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。
- 4 被保佐人は、不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をするには、その保佐人の同意を得なければならないが、新築、改築又は増築をするには、当該保佐人の同意を得る必要はない。
- 5 家庭裁判所は、保佐監督人の請求により、被保佐人が日用品の購入その他日常生活に関する行為をする場合に、その保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。

2

自然人（権利の主体①） 行為能力

正解

2

☐ ☐ 1 × ⇒2027 総合講義・12 頁第 3.3(1)/11 頁第 2.2

制限行為能力者は、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の 4 種である。これらの者は、原則として、単独でした法律行為を取り消すことができる（民法 5 条 2 項、9 条、13 条 4 項、17 条 4 項）。また、当該行為の当時に意思能力がなかったことを証明すれば、当該行為の無効を主張することができる（民法 3 条の 2）。

☐ ☐ 2 ○ ⇒2027 総合講義・23 頁表

本肢のとおりである（民法 20 条 1 項）。

☐ ☐ 3 × ⇒2027 総合講義・16 頁 5(1)/17 頁 6(1)

後見開始の審判をすることができるのは、精神上の障害により事理を弁識する能力を「欠く常況にある者」についてである（民法 7 条）。「著しく不十分である者」については、保佐開始の審判をすることができる（民法 11 条本文）。

☐ ☐ 4 × ⇒2027 総合講義・18 頁表③⑧

被保佐人は、「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」（民法 13 条 1 項 3 号）をする場合、また、「新築、改築、増築又は大修繕をする」（同項 8 号）場合も、保佐人の同意を得なければならない。

☐ ☐ 5 × ⇒2027 総合講義・18 頁(3)

家庭裁判所は、保佐監督人の請求により、被保佐人が民法 13 条 1 項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができるが、日用品の購入その他日常生活に関する行為についてはすることができない（民法 13 条 2 項）。したがって、本肢の場合、家庭裁判所は、保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。

3

国家一般職
令和 02 年第 21 問

--	--	--	--

権利能力及び行為能力に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア 自然人の権利能力は死亡によって消滅するため、失踪者が、失踪宣告によって死亡したものとみなされた場合には、その者が生存していたとしても、同宣告後その取消し前にその者がした法律行為は無効である。
- イ 未成年者は、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産については、法定代理人の同意を得なくとも、その目的の範囲内において自由に処分することができるが、法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産については、個別の処分ごとに法定代理人の同意を得なければ処分することはできない。
- ウ 未成年者が法定代理人の同意を得ずに土地の売買契約を締結した場合、当該契約の相手方は、当該未成年者が成人した後、その者に対し、1 か月以上の期間を定めて、その期間内に当該契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その者がその期間内に確答しなかったときは、追認したものとみなされる。
- エ 成年被後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を単独で確定的に有効になすことができるが、これ以外の法律行為については、成年後見人の同意を得ても、単独で確定的に有効になすことはできない。
- オ 被保佐人が、保佐人の同意を得ずに、同意が必要とされる行為をした場合、被保佐人自身のほか、保佐人も当該行為を取り消すことができる。

1. ア、イ
2. エ、オ
3. ア、ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ウ、エ、オ

3

自然人（権利の主体①） 行為能力

正解

5

☐ ☐ ア × ⇒2027 総合講義・25 頁 CHECK

自然人の権利能力は、死亡によって消滅する。また、失踪者は、失踪宣告によって死亡したものとみなされる（民法 31 条）。もっとも、ここでいう「死亡したものとみなされる」は、失踪者の従来の住所を中心とする法律関係において失踪者が死亡したのと同様な法律関係を発生させるだけにすぎず、失踪者の権利能力自体を消滅させるものではないとされている。したがって、失踪宣告後その取消し前に失踪者がした法律行為は有効である。

☐ ☐ イ × ⇒2027 総合講義・15 頁(4)イ

法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができ、目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様である（民法 5 条 3 項）。「個別の処分ごとに法定代理人の同意を得」る必要はない。

☐ ☐ ウ ○ ⇒2027 総合講義・23 頁表

本肢のとおりである。未成年者が法定代理人の同意を得ずに土地の売買契約を締結した場合において、当該契約の相手方は、当該未成年者が成人した後、その者に対し、1 か月以上の期間を定めて、その期間内に当該契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができ、その者がその期間内に確答しなかったときは、追認したものとみなされる（民法 20 条 1 項）。

☐ ☐ エ ○ ⇒2027 総合講義・16 頁 5(3)

本肢のとおりである。成年被後見人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を単独で確定的に有効になすことができる（民法 9 条ただし書）。これ以外の法律行為については、成年後見人の同意を得たとしても、単独で確定的に有効になることはできない（同条本文）。

☐ ☐ オ ○ ⇒2027 総合講義・81 頁第 2.2 表

本肢のとおりである。保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意を得ないでしたものは、取り消すことができる（民法 13 条 4 項）。この取消しは、被保佐人自身のほか、保佐人もすることができる（民法 120 条 1 項）。